

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条施設

区分	種 類	許可対象となる能力
1	汚泥の脱水施設	処理能力が 10m ³ /日を超えるもの
2	汚泥の乾燥施設 (天日乾燥施設)	処理能力が 10m ³ /日を超えるもの (" 100m ³ /日 ")
3	汚泥(P C B汚染物及び P C B処理物であるものを除く。)の焼却施設	処理能力が5m ³ /日を超えるもの 又は " 200kg/時間 以上のもの 若しくは火格子面積が2m ² "
4	廃油の油水分離施設	処理能力が10m ³ /日を超えるもの
5	廃油(廃 P C B等を除く。)の焼却施設	処理能力が1m ³ /日を超えるもの 又は " 200kg/時間 以上のもの 若しくは火格子面積が2m ² "
6	廃酸又は廃アルカリの中和施設	処理能力が50m ³ /日を超えるもの
7	廃プラスチック類の破碎施設	処理能力が5 t /日を超えるもの
8	廃プラスチック類(P C B汚染物及び P C B処理物であるものを除く。)の焼却施設	処理能力が100kg/日を超えるもの 又は火格子面積が2m ² 以上のもの
8の2	木くず又はがれき類の破碎施設	処理能力が5 t /日を超えるもの
9	有害物質(政令別表第3の3に掲げる物質)又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設	すべての施設
10	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	すべての施設
10の2	廃水銀等の硫化施設	すべての施設
11	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	すべての施設
11の2	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設	すべての施設
12	廃 P C B等、 P C B汚染物又は P C B処理物の焼却施設	すべての施設
12の2	廃 P C B等又は P C B処理物の分解施設	すべての施設
13	P C B汚染物又は P C B処理物の洗浄施設又は分離施設	すべての施設
13の2	産業廃棄物の焼却施設 (3、5、8、12に掲げるものを除く。)	処理能力が200kg/時間以上のもの 又は火格子面積が2m ² 以上のもの
14	イ 特定有害産業廃棄物(政令第6条第1項第3号ハ(1)から(5)まで及び第6条の5第1項第3号イ(1)から(6)までに掲げるもの)の最終処分場(遮断型最終処分場) ロ 安定型産業廃棄物(廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類等)の最終処分場(安定型最終処分場) ハ イ、ロ以外の産業廃棄物(燃え殻、汚泥、鉍さい、ダスト類等)の最終処分場(管理型最終処分場)	